

第七章 財政

第八十三条 (財政処理の基本原則)

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 (課税)

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 (国費の支出及び国の債務負担)

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 (予算)

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 (予備費)

予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を経なければならない。

第八十八条 (皇室財産・皇室の費用)

すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して、国会の議決を経なければならない。

第八十九条 (公の財産の支出又は利用の制限)

公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはな

らない。

第九十条 （決算検査、会計検査院）

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一条 （財務状況の報告）

内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。